

(別紙)

詳細設計業務における設計条件等の明示について

1. 対象とする工種

- 1) 道路詳細設計（平面交差点を含む）
- 2) 橋梁詳細設計
- 3) 樋門・樋管詳細設計
- 4) 排水機場詳細設計
- 5) 築堤護岸詳細設計
- 6) 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
- 7) 共同溝詳細設計
- 8) 砂防堰堤詳細設計

2. 「条件明示チェックシート」の作成

- 1) 予備設計の受注者は、条件明示チェックシートを作成し、発注者の確認を受けた上で、成果品として納品すること。

ただし、予備設計の受注者に条件明示チェックシートを作成させるときは、発注者は、設計図書等（特記仕様書、指示書等）にそのことを明示すること。

- 2) 予備設計と詳細設計を同一業務内で実施するとき、又は、既に予備設計が完了しているときは、発注者が条件明示チェックシートを作成すること。
- 3) 条件明示チェックシートは、以下の方法で作成すること。

- ① 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○×を付す。
なお、対象項目から外す場合は、その理由を「備考」欄に記載する。
- ② 設計条件等が確定されているかどうかを予備設計報告書等により確認し、「確認状況」欄に○△×を付し、確認日を記入する。また、「確認資料」欄に資料の名称、ページ数等を記入する。
- ③ 工事内容等により必要があるときは、項目・内容を適宜追加する。
- ④ 詳細設計発注時までに変更があった項目や発注者のみが知り得る情報については、発注者が更新又は追加する。

3. 設計図書での明示

- 1) 詳細設計業務委託を起案するときは、条件明示チェックシートを確認の上、関連業務や関係機関協議の進捗状況等、業務発注時に提示すべき設計条件を設計図書（特記仕様書等）に明示すること。
- 2) 詳細設計業務委託を起案するときは、条件明示チェックシートを設計書に参考資料として添付すること。なお、条件明示チェックシートは、閲覧用設計書には添付しないものとする。

4. 業務に関する指示としての明示

- 1) 発注者は、受注者との初回打合せ時に条件明示チェックシートを提示し、設計条件等を相互に確認すること。
- 2) 発注者は、打合せの結果を踏まえて、業務に関する指示として条件明示チェックシートを受注者に交付すること。
- 3) 受注者は、必要に応じ、その内容を業務計画書に反映させること。
- 4) 発注者は、業務実施に伴い決定される設計条件等については、業務途中の適切な段階に受注者に明示すること。

